

令和 6 年度

財政援助団体等監査報告書

春日部市監査委員

春 監 発 第 289 号

令和 7 年 3 月 28 日

春日部市議会議長 小久保 博 史 様

春 日 部 市 長 岩 谷 一 弘 様

春日部市監査委員 渡 邊 市 二

春日部市監査委員 香 田 寛 美

春日部市監査委員 水 沼 日出夫

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 6 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について報告書を提出します。

この監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

令和 6 年度財政援助団体等監査結果

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査

第 2 監査の対象

- 春日部市特産品協議会補助金※（以下「補助金」という。）の交付申請団体
 - ・ 春日部市特産品協議会

- 所管部局
 - ・ 環境経済部 商工振興課

※ 補助金の概要

市内の特産品の総合的な改善発達を図るために設立された春日部市特産品協議会に対し、補助金を交付する

第 3 監査の範囲

団体名称	範 囲	補助金額
春日部市特産品協議会	令和 5 年度の補助金に係る出納その他の事務の執行	1,071,000 円
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの補助金に係る出納その他の事務の執行	1,071,000 円 ※未執行

※ 令和 6 年 4 月 1 日付け補助金交付決定通知書による交付金額を記載しています。

第 4 監査の期間

- 事前監査 令和 7 年 1 月 16 日
- 本監査 令和 7 年 2 月 3 日

第5 監査の着眼点

市が春日部市特産品協議会に対し交付している補助金について、出納その他の事務の執行が当該補助金の目的に沿って行われているかを監査の着眼点とした。

また、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、補助金の交付手続が適正であるかを重点項目として定めた。

第6 監査の実施内容

春日部市監査基準及び令和6年度監査計画に基づき、監査を実施した。

補助職員による事前監査は、提出された監査資料と関係諸帳簿等の照合等により確認するとともに、不明な点については、関係職員から説明を聴取した。

本監査は、庁内会議室において、補助金に係る出納その他の事務の執行について春日部市特産品協議会会長及び関係職員から説明を聴取するとともに、質疑を行った。

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に実施されていた。

なお、軽微な事項については、口頭で指導したので記載を省略する。

第8 むすび

令和6年度財政援助団体等監査の意見と要望を申し述べる。

春日部市特産品協議会は、市内特産品の改善発達を図るため補助金を活用し、展示会、販売促進のための各種イベント、PR活動を実施しており、伝統的地場産業の振興に貢献しているものと認められた。

今後も市や春日部市観光協会、関係団体と連携し、市内特産品の新たな魅力を創造する商品や企画の研究に努められたい。